

入札説明書

件名：JICA 関西 家具の調達（食堂、図書資料室、ロビー）

（一般競争入札（最低価格落札方式））

- 第 1 入札の手続き
- 第 2 業務仕様書
- 第 3 経費に係る留意点
- 第 4 契約書（案）
- 別添 様式集
- 別冊 写真、数量書、図面（参考）

2021 年 12 月 10 日

独立行政法人国際協力機構
関西センター

第1 入札の手続き

本件に係る入札公告に基づく入札については、この入札説明書によるものとします。

1. 公告

公告日 2021年12月10日

2. 契約担当役

独立行政法人国際協力機構 関西センター 所長

3. 競争に付する事項

- (1) 名称：JICA 関西家具の調達（食堂、図書資料室、ロビー）
（一般競争入札（最低価格落札方式））
- (2) 内容：「業務仕様書」のとおり
- (3) 契約期間：2022年1月中旬から2022年3月中旬

4. 窓口

(1) 入札手続き窓口

〒 651 - 0073

兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2

独立行政法人国際協力機構 関西センター 総務課

【担当者氏名】 堀田

【電話番号】 電話番号：078-261-0341 FAX番号：078-261-0342

【メールアドレス】 Hotta.Momoko@jica.go.jp

(2) 書類授受・提出方法

- ・郵送による場合：上記（1）あて。
簡易書留、レターパック等、配達業者発行の受付記録が残る方法に限ります
- ・持参による場合：同センター受付にて担当者呼び出ししてください。
受付時間は、土日・祝日を除く毎日、10時から16時まで（12:30から13:30を除く。）となります。
- ・メールによる場合：書類を全てPDF化して上記宛先に送信ください（**圧縮不可**）。

<入札説明書の一部個別配布>

「別冊」のうち「図面」は個別配布します。

① 配布方法：ギガポッド（大容量ファイル送受信システム）又はメール添付

② 配布申請方法：

期限：2022年1月4日（火）正午まで（必着）

提出物：

- ・機密保持誓約書（別添 様式集 様式4）＝所定の項目に記入押印してメール添付にて提出し、原本は郵送下さい。なお、担当者氏名、電話番号、電子メールアドレスを記載してください。

③ 宛先：4.（1）参照

5. 競争参加資格

（1）消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることも認めません。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画または再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者。

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争参加資格確認申請書の提出期限日において上記規程に基づく資格停止期間中の場合、本入札には参加できません。
- b) 資格停止期間前に本入札への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札には参加できません。
- c) 資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。

（2）積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格の「物品の販売」の「A」「B」「C」又は「D」の等級の競争参加資格を有すること。

2) 日本国登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

（3）共同企業体、再委託について

1) 共同企業体

共同企業体の結成を認めません。

2) 再委託

- a) 再委託は原則禁止となりますが、一部業務の再委託を希望する場合は、再委託予定業務内容、再委託先企業名等を記述してください。
- b) 再委託の対象とする業務は、本件業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的な業務に限ります。
- c) 当機構が、再委託された業務について再委託先と直接契約を締結することや再委託先からの請求の受理あるいは再委託先へ直接の支払いを行うことはありません。
- d) なお、契約締結後でも、発注者から承諾を得た場合には再委託は可能です。

(4) 利益相反の排除

先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者、または同様の個人を主たる業務従事者とする場合は、本件競争参加を認めません。

6. 競争参加資格の確認

本競争への参加希望者は、上記5.(2)に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、当機構から競争参加資格の有無について確認を受けなければなりません。なお、期限までに必要な書類を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができません。

(1) 提出期限

2022年1月4日(火) 正午まで

(2) 提出書類

- 1) 競争参加資格確認申請書(様式1)¹
- 2) 令和01・02・03年度全省庁統一資格に係る認定通知書(写)
- 3) 下見積書(「7. 下見積書」参照)²

(3) 提出場所

上記4. 参照

(4) 提出方法

メール(PDFを添付)、郵送又は持参(郵送の場合は(1)提出期限までに到着するものに限る。)

(5) 競争参加資格の確認結果

2022年1月7日(金)までに電子メールにて通知します。期日までに結果が通知されない場合には、上記4. までお問い合わせください。

7. 下見積書

¹ 新型コロナウイルスの感染防止による在宅勤務などで引き続き出社できない場合には押印はなくても可とします。

² 新型コロナウイルスの感染防止による在宅勤務などで引き続き出社できない場合には押印はなくても可とします。

本競争への参加希望者は、競争参加資格の有無について確認を受ける手続きと共に、以下の要領で、下見積書の提出をお願いします。

下見積書には、商号又は名称及び代表者氏名を明記し、押印してください。

- (1) 様式は任意ですが、金額の内訳を可能な限り詳細に記載してください。
- (2) 消費税及び地方消費税の額（以下「消費税額等」）を含んでいるか、消費税額等を除いているかを明記してください。
- (3) 見積書提出後、その内容について当機構から説明を求める場合があります。
- (4) 提出期限、提出方法、提出場所は「6. 競争参加資格の確認」と同じです。

8. 入札説明書に対する質問

調達の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、以下(1)及び(2)に従い提出して下さい。質問に対する回答書は、(3)に従い掲示します。

(1) 提出期限

2021年12月17日（金）正午まで

(2) 提出方法

電子メール（宛先は上記4.(1)参照）

メール件名は以下の通りとしてください。

【入札説明書への質問】家具の調達

- ・社名、担当者名、電話番号、電子メールアドレスを記載。
- ・質問は、表形式で「該当頁」「該当項目」「質問」を記載。
- ・添付ファイルについて、当機構は圧縮ファイルの受信ができませんので、**圧縮せず**に送信下さい。なお、Word, Excelに限ります。
- ・機構より電子メールを受信した旨の返信メールをお送りします。

注) 公正性・公平性等確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。ご了承下さい。

(3) 質問への回答方法

質問に対する回答書は、2021年12月23日（木）までに以下の機構ウェブサイト上に掲示します。

国際協力機構ホームページ (<https://www.jica.go.jp/index.html>)

- 「調達情報」
- 「公告・公示情報」
- 「各国内拠点（JICA 研究所を含む）における公告・公示情報」
- 「各国内拠点（JICA 研究所を含む）における公告・公示情報－工事、物品購入、役務等－（2021年度）」
- 「JICA 関西」

(<https://www.jica.go.jp/chotatsu/domestic/koji2021.html#kansai>)

回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認下さい。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

9. 入札執行の日時及び場所等

- (1) 日時
2022年1月12日(水)14時00分～
- (2) 場所
独立行政法人国際協力機構 関西センター 3階 セミナールーム31
〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2

注) 入札会場の開場は、入札会開始時刻の5分前となります。1階ロビーにて待機いただき、同時刻になりましたら入室してください。入札執行開始時刻に間に合わなかった者は、入札会(入札執行)に参加できません。

- (3) 必要書類
- 1) 委任状 1通(様式2。代表権を有する者が出席の場合は不要。)
 - 2) 入札書 1通(様式3。要封入。入札金額内訳書を同封。)
 - 3) 入札書予備 2通(再入札を行う場合に必要。入札金額内訳書は不要。)

(4) その他

入札会場で書類を修正する必要がある場合、委任状に押印したものと同一印鑑が訂正印として必要になりますので、持参してください。

代表権を有する者が出席する場合は、社印又は代表者印に代えて、同人の個人印を訂正印として使用することを認めますが、本人であることの確認のため、身分証明書の提示を求めることがあります。

10. 入札書

- (1) 入札書の提出方法は持参とし、郵送による提出は認めません。
- (2) 入札書は、入札金額を記入して、次のいずれか(できる限り、1)の方法によってください。)の方法により記名捺印し、封入してください。
- 1) 代表権者による場合、その役職・氏名を記載し、職印を押印。(様式3の1)
 - 2) 代理人を定める場合、委任状を作成の上(入札会で提出頂きます。)、代表者役職・氏名及び受任者(代理人)の氏名を記載し、受任者(代理人)の印(委任状に押印されたものと同一印鑑)を押印。(様式3の2)
- (3) 入札金額は、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」)の額を除いた金額とし、円単位で記入してください。記入に際しては、桁取り誤り、宛先(発注者名)の記入ミス等に十分注意して応札してください。なお、千止めではありませんので端数(1円単位)までご記入ください。
- 例：123,456,789円⇒123,456,789円で入札してください。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10(消費税等)に相当する額を加算した金額をもって落札価格とします。
- (5) 入札書には、入札金額内訳書(任意様式)を添付してください。
- (6) 入札書及び入札金額内訳書は封入し、封筒には「工事件名」及び応札者の商号を記載してください。
- (7) 再入札の場合の入札書は入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名

捺印し、入札担当係員の指示に従い入札箱に投入して下さい。再入札の場合、入札金額内訳書は不要です。

1) 代表権者自身による場合は、その氏名及び職印（個人印も認めます。）。

（様式3の1）

2) 代理人を定める場合は、委任状を提出のうえ、代理人の氏名及びその者の印。

（様式3の2）

(8) 応札者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消することが出来ません。

(9) 入札保証金は免除します。

(10) 次のいずれかに該当する入札（書）は無効とします。

1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札

2) 入札会開始時刻後に到着した入札

3) 委任状を提出しない代理人による入札

4) 記名押印を欠く入札

5) 金額を訂正した入札で、その訂正について押印のない入札

6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

7) 明らかに連合によると認められる入札

8) 同一応札者による複数の入札

9) 条件が付されている入札

10) その他入札に関する条件に違反した入札

11. 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定方法

契約細則第17条第1項の規定に基づき、機構が別途定める予定価格の範囲内で、最低額の入札金額を提示した者を落札者とします。

最低入札金額が予定価格を上回っている場合は、その場で再入札を2回まで行います。再入札を2回行っても最低入札金額が予定価格を上回った場合、入札会を終了します。

また、予定価格以下の「最低入札価格」が複数ある場合は、くじにより落札者を決定します。

13. 入札執行（入札会）の手順等

(1) 入札会の手順

1) 出席者等の確認

入札事務担当者が各出席者に入札会出席者名簿への記名を求めます。

なお、入札に参加できる者は原則として各社1名とし、これ以外の者は入札場所に立ち入ることはできません。

2) 入札会参加資格の確認

各出席者から委任状（代表権を有する者が出席の場合は不要）を受領し、入札事務担当者が参加者の入札会参加資格を確認します。必要に応じ、本人確認（運転免許証の提示等）を求めることがあります。

3) 入札書の投入

各応札者は、封入された入札書を入札箱へ投入します。

4) 開札及び入札書の内容確認

入札事務担当者が、投入された入札書（入札金額内訳書を含む。）の記載内容を確認します。

5) 入札金額の発表

入札事務担当者が、各応札者の入札金額を読み上げます。

6) 予定価格の開封及び入札金額との照合

入札執行者が予定価格を開封し、入札金額と照合します。

7) 落札者の発表

入札執行者が、予定価格の範囲内で最低額の入札金額を提示した者を「落札者」として発表します。

8) 再入札

全ての入札金額が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、直ちに入札会に参加している応札者に再度入札書の提出（以下「再入札」という。）を求めます。再入札を2回（つまり合計3回の入札）まで行っても落札者がいないときは、入札を打ち切ります。再入札を行う際は、入札会出席者の希望に基づき、会社への連絡を行うための休憩を挟む場合があります。

(2) 入札途中での辞退

再入札を辞退する場合は、次のように入札書金額欄に「入札金額」の代わりに「辞退」と記載し、入札箱に投入して下さい。

金			辞			退			円
---	--	--	---	--	--	---	--	--	---

(3) 不落随契

2回の再入札でも落札者が決まらない場合、入札金額の低い者から順に随意契約交渉を行い、契約金額が予定価格を超えない範囲内で契約交渉が成立した場合、契約を締結することとします。

14. 契約書作成及び締結

(1) 再入札を行った場合は、落札者から、入札金額内訳書（任意様式）の提出をいただきます。

(2) 「第4 契約書（案）」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結するものとします。なお、契約保証金は免除します。

15. 情報の公開について

本入札説明書による入札結果、契約内容等については、契約情報として機構ウェブサイト上に公表します。以下に示します具体的公表内容をご承知の上、競争参加いただきますようお願いいたします。

なお、入札書の提出をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 入札結果の公表

本入札説明書により実施された入札については、その入札結果を機構ウェブサイト上に公表します。

(2) 契約内容の公表

本入札により契約に至った契約先に関する情報を次のリンクのとおり公表します (<https://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>)。

(3) 一定の関係を有する法人との契約に関する情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人の役職員経験者の契約相手方への再就職の情報や当該法人との間の取引等の情報を公表することとなりましたので、次のリンクのとおり情報を公表します (https://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)。

1) 公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等^{注)}として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ. 契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

16. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 機構が配布・貸与した資料・提供した情報(口頭によるものを含む。)は、本件入札書を作成するためのみに使用することとし、他の目的のための複写、転用等はお断りします。

(3) 競争参加資格がないと認められた者、技術提案書の審査の結果不合格の通知を受けた者、または入札会まで進み応札したものの落札に至らなかった者については、その理由について説明を求めることができます。

説明依頼期限：入札執行日から2週間以内まで

(4) 辞退理由書

当機構では、競争参加資格有の確認通知を受けた後に入札を辞退される者に対し、メール添付のPDFで辞退理由書の提出をお願いしております。

辞退理由書は、当機構が公的機関として競争性の向上や業務の質の改善につなげていくために、内部資料として活用させていただくものです。つきましては、ご多忙とは存じますが、ご協力の程お願い申し上げます。

なお、内容につきまして、個別に照会させて戴くこともありますので、予めご了承ください。また、本辞退理由書にお答えいただくことによる不利益等は一切ありません。本辞退理由書は今後の契約の改善に役立てることを目的としているもので、その目的以外には使用いたしませんので、忌憚のないご意見をお聞かせいただければ幸いです。辞退理由書の様式は、様式集のとおりです。

以上

第2 業務仕様書

この業務仕様書は、独立行政法人国際協力機構 関西センター（以下「発注者」）が実施する「JICA 関西 家具の調達（食堂、図書資料室、ロビー）」に関する業務の内容を示す。本件受注者は、本業務仕様書に基づき本件業務を実施する。

1. 件名：JICA 関西 家具の調達（食堂、図書資料室、ロビー）

2. 納入期限

- (1) 納品期限（予定）：2022年3月中旬
- (2) 納品作業日時：平日9時から17時まで。連続する複数日に分けての納品も可能とするが、可能な限り1週間以内とする。後述する現在使用中の物品の廃棄も同じタイミングで行う。

3. 施設概要

- | | |
|-------------|-------------------------|
| (1) 対象建物 | JICA 関西 |
| (2) 工事場所 | 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2 |
| (3) 敷地面積 | 5,800.00 m ² |
| (4) 納品・設置場所 | JICA 関西1階（食堂、図書資料室、ロビー） |

4. 業務の内容（納入品名、数量）

(1) 家具の調達

食堂

1) 食堂テーブル（長方形）

- ・数量：13台
- ・サイズ：W1500×D750×H720mm程度
- ・仕様：メラミン化粧板
- ・参考銘柄①：化粧板-S・TT-561・N・FSC・Q (Oliver)
脚-S・LB-15A・BL・M (Oliver)
- ・参考銘柄②：LM-158TR（脚色：DGY、天板色：603-641）(PLUS)

2) 食堂テーブル（正方形）

- ・数量：22台
- ・サイズ：W750×D750×H720mm程度
- ・仕様：メラミン化粧板
- ・参考銘柄①：化粧板-S・TT-561・N・FSC・B (Oliver)
脚-S・LB-14・BL・L (Oliver)
- ・参考銘柄②：LM-075CS（脚色：DGY、天板色：602-864）(PLUS)

3) 食堂椅子

- ・数量：94脚
- ・サイズ：W510×D570×H810mm程度
- ・仕様：アームレス、ループ脚、スタッキング可

- ・参考銘柄①：S・CS-2850A・NB・WS (OLIVER)
- 参考銘柄②：DC-350 (25-047)、色 40-538 (PLUS)

4) 調味料台

- ・数量：1台
- ・サイズ：W1200×D750×H720mm
- ・仕様：メラミン化粧板
- ・参考銘柄①：化粧板-S・TT-561・N・FSC・L (Oliver)
- 参考銘柄②：LM-128TR (脚色：DGY、天板色：603-643) (PLUS)

図書資料室

1) 木製スツール

- ・数量：8脚
- ・サイズ：W410×D410×H380mm
- ・仕様：ネイビーブルー、座面ウレタンフォーム入り、布地張り、脚木材
- ・参考銘柄：HIHARA 332-54

2) ウッドフレームマルチワゴン

- ・数量：2
- ・サイズ：W450×D500×H899mm
- ・仕様：ホワイト、2段収納(各段の間隔は330mm以上)、フレーム：ブナ成型合板、本体：スチールメラミン焼付塗装、積載量50Kg
- ・参考銘柄：HIHARA 366-73

3) ディスプレイラック

- ・数量：6
- ・サイズ：W800×D567×H1402mm (見出し含む高さ)
- ・仕様：シルバーグレー(表面)×イエロー(裏面)、3段収納(各段の間隔は330mm以上)、2か所ストッパー付、上部に見出付(201mm)、積載量100Kg、スチール：メラミン焼付塗装
- ・参考銘柄：HIHARA 466-620

ロビー

1) 打合せテーブル

- ・数量：1台
- ・サイズ：φ1200×H700mm
- ・仕様：円形、天然木突板(ウレタン塗装、ウォールナット)、スチールパイプ脚(黒)
- ・参考銘柄：TT-B320・WNV(天板)、S・LS-B320・BK(脚)(OLIVER)

2) 打合せ椅子

- ・数量：4脚
- ・サイズ：W510×D520×H770mm

- ・仕様：背/座面ウォールナット 3D 成型合板
- ・参考銘柄：S・CW-A130・WN・ST (OLIVER)

(2) 既存家具の廃棄・処分

1) 食堂テーブル

- ・丸テーブル大：2 台、φ2000×H700mm
- ・丸テーブル中：1 台、φ1500×H700mm
- ・半円テーブル：1 台、φ2000×H700mm
- ・正方形テーブル：17 台、W1100×D1100×H700mm
- ・長方形小テーブル：5 台、W700×D600×H700mm

2) 食堂椅子：103 脚、W400×D400×H800mm

3) 食堂調味料台：1 台、W750×D1200×H700mm

4) 図書資料室ローチェア：8 台

W500×D1050×H380mm (4 脚セットしてバームクーヘン型となる形状)

5) 図書資料室ワゴン：計 3 個、

W80×D40×H123mm (2 個)、W67×D37×H112mm (1 個)

6) 図書資料室ガラス製陳列棚：2 台、W1200×D450×H700mm

7) ロビー打合せテーブル：2 台

- ・W750×D1200×H710mm 1 台
- ・W900×D1500×H700mm 1 台

8) ロビー打合せ椅子 (革張り)：8 脚、W480×D580×H830mm

5. 納品物に関する注意事項

- (1) 納入品は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成 12 年法律第 100 号。通称「グリーン購入法」。)の規定に基づき、機構が定めた「2019 年度環境物品等の調達の促進を図るための方針」に沿った製品であること。(同方針については、JICA ホームページ「ホーム>JICA について>調達情報>調達適正化の取組み」に掲載)
- (2) 納入品はすべて新品とし、納入完了後 1 年以内に正常な使用にかかわらず製品に不具合が生じた際は、受注者は無償で納入品の修理、または交換の措置をとること。
- (3) 必ずしも参考銘柄を納入しなければならないわけではない。性能、機能等の仕様が参考銘柄と同等か、それ以上の仕様を満たす製品を納入すること。同等品とはサイズ、特性、仕様等が、ほぼ同一であることを求めるものである。なお、食堂内家具、ロビー家具についてはそれぞれ同一メーカーで揃えること。
- (4) 参考銘柄とは別の同等品で入札に参加を希望する場合は、質問受付締切(12 月 17 日(金)正午まで)までに、仕様の確認ができるカタログ等も併せて提出すること。そのうえで、同等品として認めるか機構が判断し、同等品として認めた銘柄について、質問回答にて通知する。質問受付中に確認のなかった品については、入札の際に同等品として認められない場合があるため、必ず同等品については質問期間中に確認を行うこと。
- (4) JICA は落札者が納入を予定する製品の仕様が参考銘柄と同等以上であること

を契約前に確認するものとする。このため、落札決定後、速やかに事務椅子の仕様書、カタログ等の必要資料を提出すること。

- (5) 確認の結果、JICA が要求する仕様を満たしていないと判断した場合には、落札決定を取り消す。
- (6) その他、この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、発注者とその都度協議して決定する。

6. その他の留意事項

(1) 搬出入前に発注者側と日程調整を行い、搬出入計画書を提出すること。特に、食堂家具（テーブル、椅子）の既存品の搬出および納品に際しては、当該日の食堂営業を中止とする必要がある事から、2 週間以上前に JICA 担当者と日程調整をすること。

(2) 搬出入関係者用に、2 トントラック 2 台分の駐車場を無償提供する。それ以上の車輛は施設運営上、また実施中の工事案件と調整が必要であるため、発注者と相談すること。

(3) 搬入経路は床養生等を行うこと（エントランスからロビー、食堂まで、及びダイニング内適宜）。

(4) 搬出入作業中は、現場責任者又はそれに準じる者が必ず現場に常駐すること。

(5) 搬出入作業中、一般来館者がロビーや資料室を利用していたり、職員等が廊下を行き来したりするため、安全対策には十分留意すること。

(6) 搬出・納品時は施設利用者等への安全に十分留意し、またマスク着用や手指消毒など、コロナ感染予防対策を講じること。

(7) 搬入中またはその直後に受注者の責に起因すると認められる不具合（破損等）が確認された場合は、受注者の責任において交換等を行うこと。

(8) 施工中に見積書或いは仕様書に明記のない事項が生じた場合は、その都度発注者の担当職員と協議を行い、その指示に従うこと。

(9) 本業務により発生した産業廃棄物の処理については、産業廃棄物処理業者名、受入先処分施設等を正確に把握し、マニフェストを以て発注者に報告すること。

(10) 作業関係者が現場以外の施設内に立ち入る際は、担当者の承認を得ること。

7. 提出書類

業務完了報告書、納入品の取扱説明書、保証書

8. 検査

納入時に次の検査を行うものとする。

- (1) 納入業者による自主検査
- (2) JICA による納品検査

以上

添付／別冊資料：写真、数量書、図面

第3 経費に係る留意点

1. 経費の積算に当たっては、業務仕様書に規定されている業務の内容、図面、数量書を理解したうえで、必要な経費を積算してください。積算を行う上での留意点は以下のとおりです。

なお、落札者には「第1 入札手続き」の11. のとおり入札金額内訳書の提出を求めますので、業務内容を踏まえた費用内訳と適切な単価等をお願いします。

(1) 数量書

添付の数量書を元に積算をお願いします。

(2) 消費税課税

「第1 入札手続き」の11. のとおり、課税事業者、免税事業者を問わず、入札書には消費税等を除いた金額を記載願います。価格の競争は、この消費税を除いた金額で行います。なお、課税業者については、入札金額の全体に消費税等を加算した額が最終的な契約金額をなります。

2. 請求金額の確定の方法

経費の確定及び支払については、業務の完了や納品物等の検査の結果、合格した場合、発注者は受注者からの請求に基づき、契約書に定められた額を支払います。

3. その他留意事項

受注者の責によらない止むを得ない理由で、業務量を増加する場合には、機構と協議の上、両者が妥当と判断する場合に、契約変更を行うことができます。受注者は、このような事態が起きた時点で速やかに担当事業部と相談して下さい。

以上

第4 契約書

売買契約書

1. 物品名 JICA 関西 家具の調達(食堂、図書資料室、ロビー)
2. 仕様・数量 付属書Ⅰ「物品目録」のとおり
3. 契約金額 金 0,000,000円
(内 消費税及び地方消費税の合計額 000,000円)
内訳は付属書Ⅰ「物品目録」のとおり
4. 納入期限 2022年3月〇〇日
5. 納入場所 神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2
独立行政法人国際協力機構 関西センター
6. 契約保証金 免除

独立行政法人国際協力機構 関西センター 契約担当役 所長 佐藤 恭仁彦(以下「発注者」という。)と、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇〇〇(以下「受注者」という。)とは、頭書記載の物品名の売買について、以下の各条項により売買契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(信義、誠実の義務)

第1条 発注者及び受注者は、おのおの対等な立場において互いに協力し、信義を守り、誠実に本契約を履行しなければならない。

(契約の目的)

第2条 受注者は、物品目録に記載するロビーチェア・応接セット等(以下「契約物品」という。)を、頭書記載の納入期限内に、頭書記載の納入場所において発注者に納入するものとし、発注者は頭書契約金額を支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、本契約の地位又は本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(納品)

第4条 受注者は、契約物品を納入するときは、必要な項目を記載した納品書を発注者に提出しなければならない。

- 2 受注者は、契約物品を納入するときは、あらかじめ指定された場合を除き、一括して納入しなければならない。ただし、発注者が認める場合には、分割して契約物品を納入することができる。

（検査）

- 第5条 発注者は、前条第1項の規定により受注者から納入があったときは、その日から起算して10営業日（営業日とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日を除く月曜日から金曜日までの日をいう。）以内に検査を行わなければならない。
- 2 受注者は、前項の検査に合格しないときは、直ちにこれを修補又は代替品を納入し、再度発注者の検査を受けなければならない。
 - 3 契約物品のうち、公的検査を受ける必要のある物品は、受注者が費用を負担し当該検査を受け、これに合格したものでなければならない。
 - 4 契約物品のうち、物品目録に輸出梱包を施すことが規定されている物品は、規定に従い、輸出梱包を施さなければならない。
 - 5 契約物品のうち、物品目録に輸出貿易管理令及び輸出に関するその他法令により、輸出申告書類として必要な許可書及び証明書等を取得することが規定されている物品は、規定に従い、必要な書類等を取得し、発注者に提出しなければならない。

（減価採用）

- 第6条 発注者は、前項の検査に合格しなかった契約物品について、その瑕疵の程度が軽微であり、かつ、使用上支障がないと認めるときは、契約金額を減額して採用することができる。
- 2 前項の規定により減額する金額については、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。

（所有権の移転及び危険負担）

- 第7条 契約物品の所有権は、検査に合格した時に受注者から発注者に移転し、同時に当該物品は、発注者に引渡されたものとする。
- 2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた契約物品についての損害は、受注者の負担とする。

（瑕疵担保）

- 第8条 受注者は、納入した契約物品に品質不良、変質、数量の不足その他の瑕疵があるときは、前条の所有権の移転の日から1年間、その補修、引換え、補足又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。

（納入期限の延長）

- 第9条 受注者は、受注者の責に帰することができない理由により、納入期限内に契約物品を納入することができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により納入期限の延長を申し出ることができる。この場合における延長日数は、発注者及び受注者で協議して、書面によりこれを定めるものとする。

(履行遅延の場合における損害の賠償)

- 第10条 受注者の責めに帰すべき理由により、納入期限までに契約物品を納入することができない場合において、納入期限後相当の期間内に契約物品を納入する見込みのあるときは、発注者は受注者に納入遅延により発生した損害の賠償を請求するとともに、契約物品の納入を請求することができる。
- 2 前項の遅延損害金の額は、契約金額から納入済みで第4条の検査合格部分に相当する金額を控除した額に、遅滞日数に応じ年2.8パーセントの割合で計算した額とする。
 - 3 発注者の責に帰すべき理由により、発注者が支払義務を負う契約金額の支払が遅れた場合は、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.8パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約代金の支払)

- 第11条 受注者は、契約物品の納入が完了し、かつ第5条の検査に合格したときは、契約代金を請求することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、契約物品を分割して納入し、第5条の検査に合格したときは、当該の納入物品に係る契約代金を請求することができる。ただし、別途一括して契約代金を支払うと定めたときは、この限りではない。
 - 3 発注者は、前2項の請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に、契約代金を支払わなければならない。

(発注者の解除権)

- 第12条 発注者は、受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、催告を要せずして、本契約を解除することができる。
- (1) 受注者の責に帰すべき事由により、本契約の目的を達成する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 受注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。
 - (3) 受注者が第14条第1項に規定する事由によらないで本契約の解除を申し出、本契約の履行を果たさないとき。
 - (4) 受注者が本契約の履行中に、発注者から競争参加資格停止等の措置を受けたとき。
 - (5) 第16条第1項各号のいずれかに該当する行為があったとき。
 - (6) 受注者に前号以外の不正な行為があったとき。
 - (7) 受注者に仮差押又は仮処分、差押、競売、破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続開始の申立て、支払停止、取引停止又は租税滞納処分等の事実があったとき。
 - (8) 受注者が「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。
 - (9) 受注者が、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、又は次に掲げる各号のいずれかに該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道(ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。)があったとき。

- イ 役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の定義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下「反社会勢力」という。）であると認められるとき。
 - ロ 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められるとき。
 - ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ニ 法人である受注者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。
 - ホ 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - ヘ 法人である受注者又はその役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - ト 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - チ 受注者が、再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約に当たり、その相手方がイからトまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - リ 受注者が、イからトまでのいずれかに該当する者を再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
 - ヌ その他受注者が、東京都暴力団排除条例又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。
- 2 前項の規定により本契約が解除された場合（前項第5号の場合を除く。）は、受注者は発注者に対し契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする。）の10分の1に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期間内に発注者に納付しなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

（発注者のその他の解除権）

第13条 発注者は、前条第1項に規定する場合のほか、その理由を問わず、少なくとも30日前に書面により受注者に予告通知のうえ、本契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により本契約を解除した場合において、受注者が受注者の責に帰することができない理由により損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとする。賠償額は、受注者が既に支出し、他に転用できない費用に契約業務を完成したとすれば取得しえたであろう利益を合算した金額とする。

（受注者の解除権）

第14条 受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により本契約を解除した場合は、前条第2項の規定を準用する。

(解除に伴う措置)

第15条 発注者は、この契約が解除された場合においては、既に納入を受けた物品又は納入を受ける見込みがある物品についてはこれを検査し、検査に合格した物品については、引渡しを受けるものとする。

2 前項の引渡しを受けた場合は、発注者は、当該物品に係る契約代金を受注者に支払うものとする。

(重大な不正行為に係る違約金)

第16条 受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、発注者の解除権行使の有無に関わらず、受注者は契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする)の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に納付しなければならない。

(1) 次のいずれかの目的により、受注者の役職員又はその指図を受けた者が刑法(明治40年法律第45号)第198条(贈賄)又は不正競争防止法(平成5年法律第47号)第18条(外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止)に違反する行為を行い刑が確定したとき。また、受注者が同条に相当する外国の法令に違反する行為を行い、同国の司法機関による確定判決又は行政機関による最終処分がなされたときも同様とする。

ア 本契約の業務の実施にかかる便宜を得る目的

イ 本契約の業務の実施の結果を受けて形成された事業の実施を内容とする契約の受注又は事業の許認可の取得等にかかる便宜を得る目的(本契約の履行期間中に違反行為が行われ、又は本契約の経費若しくは対価として支払を受けた金銭を原資として違反行為が行われた場合に限る。)

(2) 受注者又は受注者の意を受けた関係者が、本契約の業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)(以下、「独占禁止法」)第3条、第6条又は第8条に違反する行為を行い、公正取引委員会から独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を受け、又は第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の意を受けた関係者に対し、本契約の業務の実施に関して独占禁止法第7条の2第18項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 受注者又はその意を受けた関係者(受注者又は当該関係者が法人の場合は、その役員又は使用人)が、本契約の業務の実施に関し、刑法第96条の6(公契約関係競売等妨害)、独占禁止法第89条第1項又は同法第90条第1号及び第2号に違反する行為を行い刑が確定したとき。

(5) 第1号、第2号及び前号に掲げるいずれかの違反行為があったことを受注者が認めたとき。ただし、発注者は、受注者が、当該違反行為について自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、違約金を免除又は減額することができる。

2 受注者が前項各号に複数該当するときは、発注者は、諸般の事情を考慮して、同項の

規定により算定される違約金の総額を減額することができる。ただし、減額後の金額は契約金額の10分の2を下ることはない。

- 3 前二項の場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができるものとする。
- 4 前三項に規定する違約金及び賠償金は、第12条第2項に規定する違約金及び賠償金とは独立して適用されるものとする。
- 5 前各項の規定は、本契約による物品の納品・引渡が完了した後も引き続き効力を有するものとする。

（賠償金等の徴収）

- 第17条 受注者が本契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日まで年2.8パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追加徴収する。
- 2 前項の追加徴収をする場合は、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.8パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（不正行為等に対する調査・措置）

- 第18条 受注者が、第12条第1項第6号又は第16条第1項各号に該当すると疑われる場合は、発注者は、受注者に対して内部調査を指示し、その結果を文書で発注者に報告させることができるものとする。
- 2 発注者は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に確認し、不正等の行為の有無を判断するものとする。この場合において、発注者が審査のために必要であると認めるときは、受注者からの説明を求め、必要に応じ受注者の事業所に赴き検査を行うことができるものとする。
 - 3 発注者は、第12条第1項第6号又は第16条第1項各号に該当する不正等の事実を確認した場合は、必要な措置を講じることができるものとし、その場合は、受注者名及び不正の内容等を公表することができるものとする。

（契約の公表）

- 第19条 受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の名称及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。
- 2 受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合には、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。
 - (1) 発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること、又は発注者において課長相当職以上の職を経験した者が受注者の役員等として再就職していること
 - (2) 発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
 - 3 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。
 - (1) 前項第1号に規定する再就職者に係る情報（氏名、現在の役職、発注者における最終職名）
 - (2) 受注者の直近3カ年の財務諸表における発注者との間の取引高

(3) 受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合

4 受注者が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、受注者は、同基準第13章第7節の規定される情報が、発注者の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されることに同意するものとする。

(合意管轄)

第20条 本契約に関し、裁判上の紛争が生じた場合は、当該紛争の内容や形式如何を問わず、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

(準拠法)

第21条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

(契約外の事項)

第22条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者及び受注者が協議して、これを定める。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

2022年〇〇月〇〇日

発注者

兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通 1-5-2
独立行政法人国際協力機構
関西センター 契約担当役
所長 佐藤 恭仁彦

受注者

付属書 I

物品目録

別添 様式集

(添付様式)

- 様式 1 競争参加資格確認申請書
- 様式 2 委任状
- 様式 3 の 1 入札書 (代表権を有する者が出席の場合)
- 様式 3 の 2 入札書 (代理人を立てる場合)

(ダウンロードして入手する様式)

- 様式 4 機密保持誓約書

必要な場合は

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html の該当欄からダウンロードしてください。

※様式雛形にある「調達管理番号」は当該案件については記入不要です。

以上

(様式1)

競争参加資格確認申請書

2021年 月 日

独立行政法人国際協力機構
関西センター 所長 殿

住所
商号／名称
代表者役職・氏名 ⑩
（担当者氏名）
（電話： FAX：）
（E-mail：）

2021年12月10日付で公告のありました「JICA 関西 家具の調達（食堂、図書資料室、ロビー）」への参加を希望します。つきましては、当社の必要な競争参加資格について確認されたく、申請します。

添付資料：令和01・02・03年度全省庁統一資格に係る認定通知書（写）

以上

(様式2)

委任状

2022年 1月 12日

独立行政法人国際協力機構
関西センター 所長 殿

住所
商号／名称
代表者役職・氏名

㊞

私は、【例：弊社社員】 【代理人氏名】 ㊞ を代理人と定め、下記の事項を委任します。

委任事項

1. 「JICA 関西 家具の調達（食堂、図書資料室、ロビー）」について、2022年1月12日に行われる貴機構の入札会への立会いと再入札に関する一切の権限
2. その他上記に関する一切の権限

以上

入 札 書

2022年1月12日

独立行政法人国際協力機構
関西センター 所長 殿

住所
商号／名称
代表者役職・氏名

⑩

「JICA 関西 家具の調達（食堂、図書資料室、ロビー）」

標記の件について入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承の
うえ、一括下記のとおり入札いたします。

金											円
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

- * 入札金額は消費税及び地方消費税の額を除いた金額としてください。契約金額は、入札金額に消費税及び地方消費税の額（入札金額×10%）を加算した額とします。
- * 千止めではありませんので端数（1円単位）までご記入ください。

以 上

(様式3の2)

入 札 書

(代理人を立てる場合)

2022年1月12日

独立行政法人国際協力機構
関西センター 所長 殿

住所
商号／名称
代表者役職・氏名
代理人氏名

⑩

「JICA 関西 家具の調達（食堂、図書資料室、ロビー）」

標記の件について入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ、一括下記のとおり入札いたします。

金											円
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

- * 入札金額は消費税及び地方消費税の額を除いた金額としてください。契約金額は、入札金額に消費税及び地方消費税の額（入札金額×10%）を加算した額とします。
- * 千止めではありませんので端数(1円単位)までご記入ください。

以 上